

多々良沼・城沼自然再生協議会に係る著作物の利用規程（案）

令和 8 年●月■日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、多々良沼・城沼自然再生協議会で作成したすべての著作物（以下「協議会著作物」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

（禁止事項及び適用除外）

第 2 条 協議会著作物を利用する者は、第 8 条に定める事項に抵触してはならない。

2 協議会が行う自然再生事業を外部機関へ委託して実施する場合は、本規程に基づく利用承認が得られたものとみなすことができるものとする。なお、当該委託を行おうとする場合は、本規程を踏まえて委託を行うように努めるものとする。

（利用手続き）

第 3 条 協議会著作物を利用しようとする者は、原則として利用の 1 か月前までに、協議会の会長に対して、次に掲げる事項を記載した著作物の利用承認申請書を提出し、協議会著作物の利用承認を得るものとする。

- (1) 利用者の住所、名称及び代表者氏名
- (2) 利用する著作物
- (3) 利用にかかる頒布物の名称及び内容
- (4) 利用期間又は頒布物の巻数
- (5) 利用にかかる事業や物品の収支計画
- (6) 協議会著作物の利用であること及び協議会の概要の注記方法

2 利用承認は、次の各号に掲げる判定基準をすべて満たす場合に協議会の会長が文書をもって承認するものとする。なお、承認に当たり、協議会総会の議により、利用料を定めて利用承認をすることができる。

- (1) 協議会の普及啓発に寄与するものであること
- (2) 政治的若しくは宗教的な意図を有するものでないこと
- (3) 協議会の普及啓発効果が認められるなど、専ら営利を目的とするものでないこと
- (4) 社会的評価、財政的基礎及び事業実施能力があると認められる者であること
- (5) 政治的又は宗教に関する団体又は関係者ではないこと
- (6) 協議会著作物の利用であることが明確に記載されること

(成果物の提出)

第4条 協議会著作物の利用をしたときは、協議会著作物を利用して作成した成果物の現物又はコピー等を添えて利用状況を報告しなければならない。

(協議会著作物を利用する者の責務等)

第5条 協議会著作物を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。

(著作権の帰属)

第6条 協議会以外の者が、協議会著作物の利用の承認を受けた場合にあって、協議会著作物の著作権は協議会に帰属する。

(協議会著作物の利用承認の取消し)

第7条 協議会は、次のいずれかに該当するときは利用承認を取り消すととも頒布物の回収及び撤去をすることができる。なお、協議会はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき
- (2) 第8条の禁止事項に関する規定に違反したとき

(協議会著作物の利用に関する禁止事項)

第8条 次の事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 本利用規程の第2条から第5条の規定に反する利用の場合
- (2) 協議会著作物の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合
- (3) 法令や公序良俗に反する利用、またはそのおそれがある場合
- (4) 特定の団体や個人等を中傷する場合
- (5) 利用者が協議会著作物の利用、またはそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益及び収益等を受けている場合
- (6) 政治、宗教又は募金活動と結びつけて利用する場合
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、または証明するものとして利用する場合
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合
- (9) 利用者が実体の無い団体の場合
- (10) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合
- (11) 協議会著作物の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合
- (12) その他、本規程の定めに適合しない場合

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の議決によって行う。

2 この規程に定めるもののほか、本規程の運用に必要な具体的な細目については、協議会の会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年●月■日から施行する

★記載例

著作物の利用承認申請書（案）

令和 年 月 日

多々良沼・城沼自然再生協議会
会長 東海林 克彦 様

申請者 住所
氏名

下記のとおり、貴協議会の著作物の利用承認を申請します。

- 1 利用者の住所、名称及び代表者氏名
住所
氏名
- 2 利用する著作物
- 3 利用にかかる頒布物の名称及び内容
- 4 利用期間又は頒布物の巻数
- 5 利用にかかる事業や物品の収支計画
〇〇を通して〇〇へ無償配布を行う
協議会著作物を利用した成果品 1 部を協議会に納品する
- 6 協議会著作物の利用であること及び協議会の概要の注記方法

記載例 冊子の場合

複製冊子の表紙と奥付に、次のとおり明記

多々良沼と城沼で出会える鳥たち（2026年3月）は、多々良沼・城沼自然再生協議会で作成したもので、本紙はそれを複製した冊子です。

案

令和〇年〇月〇日

申請者名 様

多々良沼・城沼自然再生協議会

会長 東海林 克彦

著作物の利用承認について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった著作物の利用承認について、多々良沼・城沼自然再生協議会に係る著作物の利用規程により、著作物の利用を承認します。